

# 病院だより

市民病院医事課  
☎43-2511(代表)

## 薬の副作用について

薬の「主作用」と「副作用」

「副作用」とは、

薬を飲んだ時に現れる、期待された作用（主作用）以外の作用をいいます。

例えば、かぜ薬を

飲んで熱が下がり、せきも止まったけれど眠くなった場合、熱が下がって、せきが止まったのは期待された作用ですが、眠くなったのはそれ以外の副作用となります。残念ながら、副作用が絶対ないという薬はありません。

副作用の頻度について

副作用の頻度については、ビタミン剤のように、ほとんど副作用のない薬から抗がん剤のように高頻度で起こるものまでいろいろです。薬の説明書には、副作用の頻度を0・1%未満、0・1～0・5%未満、頻度不明というように記載し、一概に何パーセントとは記載していません。

副作用が起こりやすい方は、アレレル



ギー体質の方、肝臓や腎臓の悪い方、高齢の方、何種類もの薬を飲んでいる方などがあげられます。

「主作用」と「副作用」を理解しよう

薬による治療で問題となるのは、「副作用」を恐れるあまり、薬を飲まず肝心な治療をすることができなかったり、逆に「副作用」を全く考えずに薬を飲んだりすることです。

「副作用」を理解した上で、薬を正しく使うことが大切です。抗がん剤による治療の場合などでは、「副作用」と闘いながら「主作用」を期待して薬を投与する場合もあります。

つまり、「副作用」による害よりも「主作用」による効果への期待が上回る場合は、投与します。

薬は、正しく理解して、決められた時間や量を守って服用しましょう。



診療技術部長 加藤久長

# 国保ガイド

## 国民健康保険税は8月に税額が決まります

税額は、前年の所得によって決まります

国民健康保険（国保）の税額は、国保に加入している方の前年中の所得や資産、人数などにより算出しています。納付回数が変わります

国保税は、今年度から年9回に分けて納めていただきます。納付回数が増えたことよって、1回の納付額が減ります。平成18年4月1日以降に加入した方は、第1・2期に納める平成18年度分の国保税はありません。第3期から7回に分けて納めてください。

【仮算定（第1・2期）】  
第1・2期の税額は、平成17年中の総所得金額が確定しないため、平成17年度の国保税額を基に仮に算出しています。

【本算定（第3～9期）】  
第3～9期の税額は、確定した平成17年中の総所得金額などを基に算出しています。

月割りで計算します

年度の途中で国保に入ったときや抜けたときは、月割りで計算します。

国保を抜けた場合は、国保に入っていた月数で税額を再計算し、納め過ぎている場合は国保税をお返しします。

納税義務者は世帯主です

国保税は、国保に入っている方がいる世帯の世帯主が納税義務者です。

世帯主が国保に入っていない場合でも、世帯主が納税義務者となります。

国保税の軽減制度があります

前年の所得が一定基準以下の世帯の方は、国保税の均等割、平等割の7割または、5割、2割を軽減する制度があります。

平成17年中に収入がない方でも、確定申告や市県民税の申告をしないと国保税の軽減が受けられない場合があります。

国保は「一つのお財布」

国保の制度は、加入している皆さんが同じお財布にお金（国保税）を出し合っ、病院にかかった時の医療費を負担する助け合いの制度です。

お財布が赤字にならないようきちんと国保税を納めましょう。

市民課国保年金係

市民サービス課窓口係

☎43 3113

☎23 9212

